

防火・避難上の安全性を確保するための規定

※2階建て以下を想定

場所	防火・避難上の安全性を確保するための規定	戸建住宅	長屋	共同住宅
建築物内	住戸間の界壁に対する準耐火要求	—	○	○
	主要構造部等への防耐火要求	×	×	○
	内装制限(床面積200㎡以上等)	×	×	△
	排煙設備の設置(延べ面積500㎡超で、床面積が200㎡超の住戸)	×	×	△
	居室から直通階段までの距離(30m以下)	×	×	○
	2以上の直通階段(居室が100㎡超の階)	×	×	○
	廊下幅(中廊下1.6m、片廊下1.2m)	—	—	○
	非常用照明の設置	—	—	○
建築物出入口から敷地境界線まで	敷地内通路の幅員(1.5m)	×	×	○
敷地内から敷地外へ	道路幅員(4m)	○	○	○
	接道の長さ(2m)	○	○	○

2階が300㎡以上の場合

各戸ごとの防火区画により適用除外

実質的に共用階段のみ適用

共用廊下

条例により、建築物の敷地及び構造等に関する制限の付加が可能

条例により、道路の幅員、接道、敷地等と道路との関係に関する制限の付加が可能